8月4日 記録的な集中豪雨

水害の特徴と排水状況

八月四日の集中豪雨は、昭和五十三年の「六・二六水害」以来の大きな被害を新津市にもたらしました。市では今回の一連の水害の被害等を詳細に調査分析し、今後の対応策を検討することにしていますが、今号では水害の特徴や排水の現況についてお知らせします。

8月4日の各観測地点の時間ごと雨量　単位：ミリメートル

時刻＼地点	アメダス(小戸下組)		新津市消防本部(程島)		北上ポンプ場		覚路津排水機場	
	時間雨量	累計	時間雨量	累計	時間雨量	累計	時間雨量	累計
0～1	1	1	0.5	0.5	3	3	12	12
1～2	0	1	0.0	0.5	1	4	1	13
2～3	25	26	18.5	19.0	29	33	38	51
3～4	29	55	36.5	55.5	37	70	46	97
4～5	4	59	10.0	65.5	27	97	15	112
5～6	2	61	4.5	70.0	8	105	5	117
6～7	44	105	52.0	122.0	48	153	66	183
7～8	44	149	41.5	163.5	41	194	42	225
8～9	14	163	15.5	179.0	13	207	10	235
9～10	6	169	4.0	183.0	4	211	4	239
10～11	1	170	2.0	185.0	3	214	2	241
11～12	1	171	0.5	185.5	1	215	2	243
12～13	0	171	0.0	185.5	0	215	0	243

水害の特徴

新潟地方気象台の観測によると、新津市の八月の月間降水量は五百三十三㎜で平年の約五倍の雨量を記録しています。特に、八月四日は記録的な豪雨で、各観測地点での時間ごとの雨量は上の表のとおりですが、消防本部では午前六時三十分から七時三十分までの一時間で七十四㎜の雨量を記録しました。また、七月三十日の水害のように荻川地区で局地的な集中豪雨があるなど、市内でも地区によって降り方が異なっていました。

昭和五十三年の「六・二六水害」までは、能代川（現新津川）の溢水が大きな被害をもたらす要因となっていましたが、能代分流の暫定通水によって解消されてきています。しかし、今回の水害は市街地における排水能力を上回る異常な降雨が浸水被害の要因となりました。水害の原因もこれまでの外水型から今回のような内水型（都市型）へと変わってきています。

中沢地区の排水状況

今回の水害で床上浸水などの被害の大きかった地区のうち、下水道整備が進行中の中沢地区と急速に宅地化が進んだ荻川地区の排水の現状について説明します。

中沢地区の雨水排水対策は、下水道の南部雨水一号幹線を基本としています。これは、旧大通川（旧金屋用水路）の下部を雨水排水路として整備し、上部は景観対策として水循環再生下水道モデル事業で整備を図っているものです。上部にはせせらぎ水路しか走っていませんが、その下には旧大通川より大きな断面のボックス排水路が敷設されています。

このため、中沢町の県道新津小須戸線付近では、整備前の旧大通川での流下能力は毎秒約一㌧でしたが、現在の南部雨水一号幹線の流下能力は毎秒約二㌧となっていて、整備前の約二倍の能力があります。今後、JR信越本線横断区間の整備が完了しますと、毎秒約五㌧の流下能力が確保されることになります。

この南部雨水一号幹線には、田家川、秋葉川の水も流入していますので、合流部の改良工事を早急に実施するよう検討しています。また、一気に排水路に流れ込む雨水の量を調整するために、秋葉湖など丘陵地で雨水の貯溜機能を高める方法についても調査検討していくことにしています。

お買物、ご用命は市内で

雨もり　点検　補修
(有)関口瓦工業
屋根診断士　関口克征
新津市草水町3丁目　TEL22―0984

サラサラな髪がスキ…
流さないトリートメント3・R
美容室ようび
ポイント上田スタンド　市内　花ようび　バルス　403号　ハウス
☎0250-24-6629
新津市古田1091-2

荻川地区の排水状況

荻川地区の排水は、農業排水施設である荻川幹線排水路を通り、覚路津排水機場から信濃川へ排水するという基本的な計画に基づき、国営排水事業などにより排水施設の整備を行ってきました。しかし、昭和四十年代前半からの急激な宅地造成により、農地の遊水機能が減少する中で、農業排水施設は市街地からの雨水の流出に十分対応することができなくなり、調整池の設置など開発に伴う市街地からの雨水を抑制する対策が十分でなかったこともあって、一定量以上の降雨には常に浸水の可能性がある状況になっています。

また、覚路津排水機場を含めた農業排水施設の能力アップや老朽化の著しい車場排水機場の運転は現時点では困難なため、荻川地区の雨水排水計画について、今後抜本的な見直し作業を行うことにしています。当面の対応策としては、市街地から一気に排水路に流れ込む雨水の量を調整するため、一時的に雨水を貯溜する機能を確保する場所や効果的な抑制策について検討を進め、床上浸水被害の解消に努めていくこととしています。

せせらぎ水路の下の大きなボックス排水路

今後の対策

市では、各地域の排水の状況を踏まえて、今回の降雨、被害状況を詳細に調査、分析して今後の排水計画を検討していきますが、当面、床上浸水被害をなくすことを目標にして早急に取り組みを進めることにしています。また、浸水地図などについても皆さんへ情報提供していきたいと考えています。

今後も「安全・安心なまち」を目指して努力を続けていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

更正登記手続訴訟の経過について

新津市が十王院へ所有権移転登記した土地について、憲法および地方自治法上の問題が指摘されていました。当初、この土地については新津市の財産という認識はなく、また、昭和二十六年の当時の程島代表者と十王庵との寄付契約があることから、単に手続き上の処理を行うという認識で「昭和二十八年七月十日贈与」として登記処理したものです。その後、「ポツダム政令」によって、この土地が昭和二十二年の段階で当時の金津村のものになり、合併を経て新津市の財産に属すべきもので、市有財産として処理しなければならないことがわかりました。

このため、県や弁護士と協議し、土地の名義をいったん新津市に戻そうとしたところ、十王院から新津市に対して所有権移転登記の原因を「贈与」から「時効取得」にするよう更正登記手続請求の訴えが提起されました。

市といたしましては、法的に誤解と問題を残さないためには司法の判断に委ねるしかないと考え係争してきましたが、平成十年八月二十六日に新潟地方裁判所で判決が言い渡されました。

その内容は、十王院が昭和二十八年から昭和四十八年までの二十年間、この土地全体を一体として境内地として管理使用してきたことから、十王院の時効取得を認め、新津市に対して所有権移転登記の原因を「昭和二十八年七月十日時効取得」に更正する登記手続を命じるものでした。

この判決を受け、市では今後の対応について弁護士とも協議した結果、控訴したとしても十王院の主張および裁判所の判断を覆すだけの新たな証拠を提出することは難しいことなどを総合的に判断して、この判決について控訴は行わないことといたしました。

これにより、所有権移転登記の原因が「贈与」から「時効取得」に更正されることになります。

戦後の混乱期において事務処理が適切に行われていなかったことについて遺憾に思っております。

今後、市有財産という市民共有の財産を適正に管理するためこのような戦後の混乱によって生じた問題の残る土地が他にないのかを確認し、一つひとつ法的にきちんと整理していく努力をしていきたいと考えています。

お買物、ご用命は市内で

御遺族の立場になって自宅葬と変わらない費用で会館葬を荘厳に
同じ格式なら低価格に同じ費用なら高格式を命題に真心こめてお手伝い致します
冠葬会館　洋式大ホール300名様収容OK
(株)セレモニー　ほそ川会館
24時間体制　万一の際は　新津市川口409　TEL 25―1819

健康はキッチンから！
食材（効能や調理法教えます）
オリーブオイル・ゴマ
イワシ缶・大豆・ベータカロチン・ブルベリー
椎茸茶・酢・岩塩
ハチミツ
生活習慣病の危険を抑える
抗酸化物質がたっぷり
長崎屋内
正面入口左
デリカ家
☎(24)7936